

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆 一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>先まで</p> <p>同市下恩田字市場一五一八番一 地</p>	<p>先から</p> <p>熊谷市平塚新田字下一〇〇六番 地</p>	<p>区 間</p>
<p>一二・五〇</p> <p>一三・八〇</p>	<p>一〇・二〇</p> <p>一二・八〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一〇一・二三</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p> <p>道路改良工事である。</p>